

## (1) 障害者サービスの基礎知識 ～ 障害者とは、障害者サービスとは ～ 前田章夫（日本図書館協会・障害者サービス委員会）

### 1. はじめに － 「障害者」という表記について

- ◎ 「障害者」「障がい者」「障碍者」「しょうがいしゃ」など、さまざまな表記が使用されている。
  - ★「障がい者」とする自治体も増えている ⇒ 「害」という字は、マイナスイメージを与える？
  - ★本来の表記である「障碍(礙)」にすべきとする団体も増えている。↓
- ◎ 障害当事者からは、
  - ★表記を変えても、中身が変わらなければ何の意味もない、として反対する人も少なくない。
- ◎ 内閣府の「障がい者制度改革推進会議」での検討(H22)でも結論でていない。
- ◎ 現在は、関係者間の当面の合意として、どの表記を使用する場合でも、「特定の表記を強制しない」「責任と自覚をもって使用すること」としている。
  - ⇒ ここでは「社会的な障壁(バリア)によって被害を受けている人(者)」という意味で、「障害者」を使用する。

### 2. 「障害者」という言葉が指し示すもの

#### ■ 次の数字の比較から見えてくるもの

Q1： 744万人 対 5400万人

Q2： 31万人 対 752万人

◆人口に占める障害者比率(20-64 歳)	
スウェーデン	20.5%
ポルトガル	19.0%
オランダ	18.8%
デンマーク	18.5%
イギリス	18.2%
ドイツ	18.0%
日本	4.4%
韓国	3.0%

- ◎ この人口比率の低さが、日本の障害者向け施策に大きな影響を与えてきた。
  - ◆ 1割にも満たない少数者の問題は、それらの人向けの特別のメニューを用意すれば良い・・・?!
- ※ なぜ、このような発想をするようになってしまったのか、それを解明し、自覚しない限り、障害者問題の解決はない。＜図書館においても同様＞

### 3. 日本における「障害者」とは

- ☆ 日本では、法律等に規定された障害で、その認定基準に合格して認定された人(= 744 万人)のみが「障害者」として、各種の公的援助が受けられる。
- ☆ 「認定障害者」と同等の障害・社会的不利益を持っていても、法律に規定されず、或いは、法律に規定されていても申請して、認定されない限り、「障害者」とは認められない。
  - ※ 世の中には、統計に表れた数字以上に多くの「障害者」がいる。
- ★ ディスレクシア[読み書き障害]の人だけでも、人口の3～8%、発達障害者全体では6～10%と推測されている。
- ★ 難病患者や身体機能の低下した高齢者の大半も「障害者」とはされていない。
- ※ 図書館の障害者サービスは、法律上の「障害者」へのサービスではない。

#### 4. 障害者の人工比率の低さの背景にあるもの

① 「障害者」は社会から隠された存在>だった

- ★ 家の中での幽閉、施設への隔離



② 「障害者」と係わった経験をもつ人が少ない

- ★ 「障害者」に対する認識は、「障害者」との接触の多少によって大きく変化する。



③ 「特別な人には、特別な対策を取ればいい」 ★例：「視覚障害者」には点字図書館がある。

④ 日本語には一般語として「障害者」という言葉しかない。

- ★ 障害者理解の大きな妨げになっている。

#### 5. 「障害(者)」の3つのレベル

WHO(世界保健機関)は、1981年の「国際障害者年」を前に、障害者のことを指し示す場合に、障害レベルによる3つの言葉の使い分けを推奨した。(「国際障害分類(ICIDH)」1980)

⇒ 「国際障害者年世界行動計画」の基本理念として取り上げられた。

##### 5-1. ICIDH による障害の<3つのレベル>

「Impairment」<機能障害>：医学的な意味での障害

「Disability」<機能不全>：医学的損傷により知覚・運動機能等がうまく機能しない

「Handicap」<社会的不利>：機能不全のために社会生活を送る上で不利益を被るといった意味の障害

◎ WHOは、その後の10年間の研究成果を反映させて、2001年5月に「国際生活機能分類(ICF)」を採択した。<Impairment / Activity / Participation >

★ 「disability(機能不全)」⇒ 「activity / activity limitation(活動/活動の制限)」

★ 「handicap(社会的不利)」⇒ 「participation/participation restriction(参加/参加の制約)」

◎ 「障害者」を「身体の不自由な人」というように個人に起因すると考えるのではなく、環境との関連の中で認識しなければならない。

⇒ 環境の未整備により「活動が制限されている人」「参加が制約されている人」として理解する。

#### 6. 「障害者」の定義の変化

★ 「障害者」とは、「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。」(障害者基本法第2条：1993年)



★ 「障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む」(「障害者の権利に関する条約」第1条：2006年)



★ 1. 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2. 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(「障害者基本法」(2011年改正)における定義)

## 7. 障害者の意識変革と「障害者権利条約」

- ◆1981 年 国際障害者年「完全参加と平等」
- ◆1983 年～1992 年 国連・障害者の 10 年
- ◆1990 年 アメリカ障害者法(ADA) <障害者の公民権法>と呼ばれている。

- ◎ 日本(世界)の障害者たちが大きく自立への意識改革を始めるきっかけとなった。
  - ◇ 積極的に(家・施設・国)の外に出るようになる。
  - ◇ 権利意識に目覚め、権利の獲得に向けて自立した行動をするようになる。(情報発信)
  - ◇ 世界の障害者と連帯して行動するようになる。

⇒ 2006 年 12 月の「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)」の制定へ

### 7-1. 障害者の権利に関する条約 (Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

- ◎ 障害のある人の基本的人権を促進・保護すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする<世界人権宣言>に準ずる国際的原則
- ◎ 法制度、社会制度など、あらゆる分野における障害者の参加を阻害する要因の除去を国として約束するもの。
- 2006 年 12 月 国連総会で「障害者の権利に関する条約」採択(翌年 5 月 3 日 条約発効)  
<2007 年 9 月 日本政府が条約に調印>

### 7-2. 障害者権利条約の4つの基本的考え方

- ① 合理的配慮により、障害者に実質的な平等を保障する。
- ② 意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも「結果的に不平等になることは差別である」である。
- ② 障害(者)を特定せずに、社会参加ということを社会環境との関係で広く考える。
- ④ 障害のない人と同じように建物や交通機関等の利用が可能かどうか、情報やコミュニケーションサービスを得ることができるかなど、「アクセシビリティ(accessibility)」を重視する。

### 7-3. 日本における障害者権利条約の批准

- ◎ 日本政府は 2007 年 9 月の条約調印以降、批准に向けて国内法の整備を急いだ。
  - ☆「著作権法」の改正<2009 年 6 月公布>
  - ★「障害者基本法」<2011 年 8 月 5 日公布>
  - ★「障害者総合支援法」<「障害者自立支援法」の全面改定、2012 年 6 月公布>
  - ★「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」<2013 年 6 月公布>
  - ☆「学校教育法施行令」改正(2013.9)など
- ◎ 2014 年 1 月 20 日 国会での批准を受けて、日本は権利条約の締結国となった。  
<発効は 2014 年 2 月 19 日>

### 7-4. 障害者基本法 <2011(平成 23)年改正>

※「国連・障害者権利条約」の趣旨に合わせた改正

- ◎ 基本法の「前提」の変更(「障害」のとらえ方の変更)  
これまでは「障害者と非障害者を分けたいうで」障害者の自立と社会参加を支援することが目的。  
⇒ 改正法では「障害」の有無にかかわらず、一人の個人として尊重したいうで、自立と社会参加を支援することになる。

◎ 「障害者」の定義の変更（第 2 条）

これまで含まれてこなかった「発達障害」が新たに精神障害の枠組みの中に含まれた。また、「障害」のもつ意味の中に「社会的障壁」という考え方が追加された。

◎ 「合理的配慮」の考え方の導入

「障害を理由とした差別や権利権益の侵害の禁止」だけでなく、「社会的障壁を取り除くための合理的配慮」がなされなければならない。

## 7-5. 障害者差別解消法の制定（2013.6）

◎ 障害者基本法の理念を実現するために、国や行政府・独立行政法人等は、障害者差別の解消に取り込む事を義務（強制）とし、民間事業者については、努力義務では有るものの、指導や勧告に従わなかったり、虚偽の事実を述べた場合は罰則の対象となる。

※ 障害のある利用者からサービスを求められた場合には、図書館はサービスを提供することが義務となった。（「合理的配慮」の提供義務）

※ 障害者差別の解消に向けた政府の「基本方針」や「対応指針」がまとまるまで 3 年間の施行猶予（2016 年 4 月施行／「基本方針」2014 年 12 月閣議決定予定）

### [参考] 「基本方針(素案)」(障害者政策委員会 2014.10)

◎ 合理的配慮について・・・社会的障壁の除去を必要としている障害者が現に存在する場合の個別の対応であり、障害者から意思の表明がある場合に、双方の建設的対話を通じた相互理解の中で提供されるべきもの。

★ 合理的配慮は、行政機関等の本来業務に附属するものに限られる。業務の本質的な変更には及ばないこと。

★ 意思の表明は、言語(手話含む)、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者の必要な手段による。知的障害等により本人による意思表示が困難な場合には、家族・介助者等による補佐的な意思表明も含む。また本人の意思表示がない場合も、適切な配慮を提案するなどの自主的な配慮に努めることは、法の趣旨からも望ましい。

◎ 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化や情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。環境の整備状況により、合理的配慮の内容は異なる。

◎ 過度な負担の基本的考え方

過度の負担については、行政機関等において、個別事案ごとに、下記の各要素を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的に判断する。行政機関等が過度の負担と判断した場合には、障害者にその理由を説明すること。

- ◆事務・事業への影響の程度、◆実現困難度(人的・体制上の制約、物理的・技術的制約など)、
- ◆費用・負担の程度、◆事務・事業の規模、◆財政・財務状況

## 7-6 著作権法(第 37 条等)の改正

◎ 権利条約批准に向けての法改正の先取りとして 2009 年 6 月に改正。(2010 年 1 月 1 日施行)

(1) 対象施設を視聴覚障害者情報提供施設に限定しない

→ 公共図書館、大学図書館、国会図書館、学校図書館等も含まれる。

(2) 対象者を視覚障害者に限定しない。

→ 「視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者」に

(3) 複製の方法を録音に限定しない。

→ 「視覚障害者等が利用するために必要な方式」に

## 7-7 障害者権利条約と図書館

- ◎ 障害者権利条約を図書館に活かすための取り組みが求められる。  
　　<「社会的リハビリテーション機関」としての図書館>
- ◎ 公共図書館の基本機能を生かした人権保障  
　　公共図書館の基本機能(=資料・情報の収集・整理・提供)は、障害者に対しても同じ！  
　　但し、健常者と同じ方法では機能を果たせない。
- ※ 障害者が必要とするものを、その人が活用できる形で提供する。
  
- ◎ 公共図書館において障害者権利条約を生かすために見直すべきこと
  - (1) 施設・設備、運営ソフトを見直す
    - \* 施設・設備のバリアフリー環境の改修
    - \* 障害を理由に排除していることはないか？
  - (2) 障害の種別・程度による対応の違いを見直す
    - \* 障害の種別・程度によりサービスに壁を作っていないか？
  - (3) 障害者の企画・運営への参加を図る
    - \* 障害者をイベント等の参加者だけではなく、企画・運営のスタッフとして参加していく。  
⇒ 職員・仲間としての雇用

## 8. 「障害者サービス」とは？

- ◎ 「乳幼児から高齢者まで、障害の有無、国籍、言語、宗教などにかかわらず、すべての住民は平等に図書館を利用する権利を有する。・・・障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。」（ユネスコ公共図書館宣言）
- ★ しかし、日本の図書館界は長い間、それまで保持していた図書館の[資料][施設][サービス方法]では、図書館サービスを受けることが困難な人がいることに気づいていなかった。
  
- ◎ 身体障害者をはじめとして、図書館の利用を疎外されてきた人びとに、さまざまな方策を講じて図書館を利用する権利を保障することは「図書館の基本的任務」である。
- ☆ この任務を果たすための図書館の活動こそが「図書館サービス」であり、「障害者サービス」である。
- ★ 「障害者サービス」の目標 = 「図書館サービス」の目標。  
　　しかも障害者サービスが実現されない限り、図書館サービスの目標は完成されない。
- ※ 障害者サービスは、図書館サービスの原点！！

## 9. 「図書館利用の障害」とは？

- 「障害者サービス」は、視覚障害者・肢体障害者へのサービスを中心に取り組みれていたために、「身体障害者へのサービス」と思われてきた。（今もなお！）
- ◇ しかしサービスの進展とともに、身体障害者ではないが、図書館利用に支障をもつ人の存在が見えてくるようになり、「身体障害者へのサービス」ではなく、「図書館利用に障害のある人びとへのサービス」と認識されるようになった。  
⇒ この認識の転換によって、図書館の障害者サービスを質・量ともに大きく変化させ、発展させた。
  
  - ◇ 「図書館利用に障害のある人々へのサービス」とは？
- 定義：図書館が、多様な身体的・環境的条件を持つ人たちのニーズに応えられるだけの①多様な資料、②多様なサービス手段、③多様なコミュニケーション手段、④施設・設備の整備といった環境を整えていないために、図書館の利用に際して障害を受けている人々へのサービス。

- ◎「図書館利用の障害」は、図書館利用の権利を持っている利用者に対して負っている「図書館側の障害」として捉えなおすことができる。
- ※ 障害者サービスの目標は、この図書館側が負っている「障害」を取り除いていくことにある。
- ※ 障害は「障害者」にあるのではなく、図書館にこそある！

## 10. 図書館利用上の4つの「障害」－図書館が作り出しているバリアー

- (1) 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリア
- (2) 資料をそのままでは利用できないというバリア
- (3) コミュニケーションのバリア
- (4) 心理的な圧迫というバリア

※ この4つのバリアを解消し、すべての人が等しく図書館を利用できるようにすること（＝アクセシビリティの保障）が、「障害者サービス」の目的・目標

### (1) 物理的な障壁：施設・設備の不備によるバリアの例

- ◇ 図書館の入口や館内に階段や段差がある。
- ◇ 書架の間隔が狭くて、車イスでは入れない
- ◇ 書架が高くて、上段の本が取れない（★書架の下段の本が取れない）
- ◇ 照明が暗くて、字が読めない（★照明が明るすぎて[眩しくて]字が読めない）
- ◇ 掲示板やポスターの字が小さくて読めない（★ポスターの赤い字や緑の字が見えない）
- ◇ タッチ式のOPACのボタンが押せない

### (2) 資料をそのままでは利用できないというバリアの例

- ◇ 目が見えないので、墨字が読めない
- ◇ 活字が小さいので本が読めない
- ◇ 紙面が眩しくて字が読めない
- ◇ 漢字がわからない。カタカナがわからない
- ◇ ビデオの音声聞こえない
- ◇ ページをめくることができない

### (3) コミュニケーションのバリアの例

- ◇ 視覚障害者から点字の質問が届いたが、点字が読める職員がいない。
- ◇ 聴覚障害の利用者がカウンターにやってきたけれど、手話ができないので対話できない。
- ◇ 言語障害の利用者がやってきたけれど、何を言っているのか聞き取れない。
- ◇ 外国からの旅行者がカウンターにやってきたけれど、外国語ができないので対話ができない。

### (4) 心理的な圧迫というバリアの例

- ◇ 図書館の建物が入るのを拒否するような雰囲気を出している。
- ◇ 職員が自分を無視している。
- ◇ 図書館の受付で睨みつけられた。
- ◇ カウンターの職員に笑われた。
- ◇ ガラス越しに図書館の中を覗いていたら、不審者に間違われて詰問された。

※ このような個々の利用者が抱えるバリアがどういうものなのかをできるだけ早く認識し、改善して、一人一人の住民の図書館利用を保障するように努めること。この取り組みこそが「障害者サービス」である。

## 11. 「障害者サービス」の今

◎ 現在の公共図書館(大学図書館も)は、身体障害者の一部の人のみに対応しているのみ。

※ 図書館は、不作為による「人権侵害」という大きな課題を抱えた状態にある。

[参考・国連・障害者権利条約の基本的考え方]

★ 意図的な区別や排除、制限だけでなく、意図的でない場合でも結果的に不平等になることは差別である。

◎ 多くの図書館(員)は、障害者のこと、障害者の置かれている状況を知らない。

「利用者を知り」「資料を知り」「人と資料を結びつける」

という図書館員としての基本が障害者サービスにおいては未成熟である。

## 12. 利用者を知る

◆ これまでは、肢体障害、視覚障害、聴覚障害などの一部の人についての知識しかなかったのでは？

◆ 知的障害、発達障害、精神障害、高次脳機能障害、難病、盲ろう重複障害などの障害者については、図書館サービスの対象者とは見ていなかった？ <とても手が届かないという諦め？>

◆ 加えて、知っているはずの「視覚障害」や「聴覚障害」などについても、誤解を含む、表面的な知識しかなかったのではないか？

※ 利用者のことを、より詳しく知り、改善する努力が求められている。

### 12-1. 利用者を知る — 視覚障害者

◎ 「視覚障害」は、視力や視野の障害だけではない。

◇ 視力障害：メガネなどで矯正しても、視力がある一定以上はでない状態

◇ 視野障害：目の見える範囲が狭い(狭窄)、両端が欠けたり、上下が欠けたり(半盲)、中心部が欠けたり(暗点)する状態

◇ 色覚障害：特定波長の色が認識できなかつたり、特定の色が別の色に見える状態のこと。

◇ 光覚障害：夜になると見えなくなつたり(夜盲症)、逆に明るい見えなくなる(羞明[シュウメイ])、また明暗の順応が遅い「明暗順応障害」もある。

◇ 眼振障害：眼球が本人の意志に関わりなく、不随意震動する障害。焦点が定められない。

◎ **視覚障害の誤解を解く**

◇ 同じ「視覚障害」であっても、その人の抱えている障害の種類・程度によって、提供する資料も、提供方法も異なる。また無用の誤解によってサービスが妨げられている。

◆ 「視覚障害」をめぐる誤解の例

① 視覚障害者はみんな「点字」が分かる。

② 視覚障害者へのサービスは、点字図書館に任せれば良い。

[参考] 視覚障害者と点字

※ 視覚障害者＝点字使用者ではない！ 点字が使えるのは視覚障害者の約10%

★ 視覚障害者全体の点字習得数

点字ができる 32,000人 (10.6%) 点字ができない 229,000人 (76.1%)

回答なし 40,000人 (13.3%)

★ うち1級2級の重度障害者数 (179000人)

点字ができる 31,000人 (17.3%) 点字ができない 133,000人 (74.3%)

回答なし 15,000人 (8.4%)

[参考] 点字図書館とは

- ◎ 点字図書館（＝視覚障害者情報提供施設）に対する大きな誤解
  - ◇ 「図書館」という名称はついているが、資料の保存や貸出を主とする図書館ではなく、あくまでも福祉施設（更生援護施設）である。
  - ◇ 点字・録音資料の貸出以外にも、視覚障害者用用具の販売やレクリエーションの企画・支援などを主たる業務とする施設である。
  - ◇ 点字図書館の主なサービス対象者は、重度の視覚障害者である。（視覚障害者の8割を占める弱視者や子どもは主たる対象とはしていない。）

12-2. 利用者を知る－聴覚障害者

- ◎ 「聴覚障害」とは、何らかの原因により音が聞こえない、聞こえにくいために、日常生活や就労などの場で、不自由を強いられる障害のこと。「ろう」「難聴」「中途失聴」に大別
- ◎ 聴覚障害の種類
  - ◇ 伝音性難聴：外耳・中耳の障害による難聴。音が伝わりにくい障害。補聴器等により改善可能
  - ◇ 感音性難聴：内耳、聴神経、脳の障害による難聴。音が歪んだり響いたりして、言葉が明確に聞こえない。（老人性難聴も多くは感音性難聴の一種）
  - ◇ 混合性難聴：伝音性難聴と感音性難聴の両方の原因をもつ難聴。

<b>&lt;参考&gt; 「聴覚障害者」の聞こえの程度</b>			
聴力	実際の聞こえ具合	聞こえの程度	難聴程度
0dB	健聴者が聞き取れる最小の音		正常 (健聴)
20dB		会話が聞き取りにくい 聞き間違えることある	
30dB			軽度難聴
40dB	静かな会話	普通の話し声がやっと聞き取れる	
50dB			中度難聴
60dB	普通の話し声	大声で話せばなんとか聞き取れる	
70dB			高度難聴
80dB	大きな声の会話	電車がホームに入る音が感じられる程度	
90dB	怒鳴り声・叫び声		
100dB	耳元での叫び声		ろう
120dB	近くのサイレン	飛行機の爆音を感じられる程度	

◎ 「聴覚障害(者)」をめぐる誤解

- ◇ 聴覚障害者の障害も一様ではない。多くの誤解の中で聴覚障害者は苦しんでおり、図書館サービスに関してもあまり進んでいない。
- ◇ 「聴覚障害」をめぐる誤解の例
  - \* 聴覚障害者はみんな「手話」ができる。
  - \* 聴覚障害者は手話が出来なくても唇の動きが読めるのでコミュニケーションに不自由はない。
  - \* 難聴者は補聴器をつければ聞こえる。
  - \* 聴覚障害者は目が見えるから文字の読み書きに不自由ない。

[参考] 聴覚障害者と手話

■ 聴覚障害者＝手話ではない！

手話が使えるのは聴覚障害者の約 14%

★聴覚障害者全体の手話習得数

手話ができる 43,000 人 (14.1%)

手話ができない 209,000 人 (68.8%)、回答なし 52,000 人 (17.1%)

★うち 1 級 2 級の重度障害者数 (94,000 人)

手話ができる 35,000 人 (37.6%)

手話ができない 47,000 人 (50.5%)、回答なし 11,000 人 (11.8%)

※ 1 級(14,000 人)は [聴覚障害+言語障害等] の人

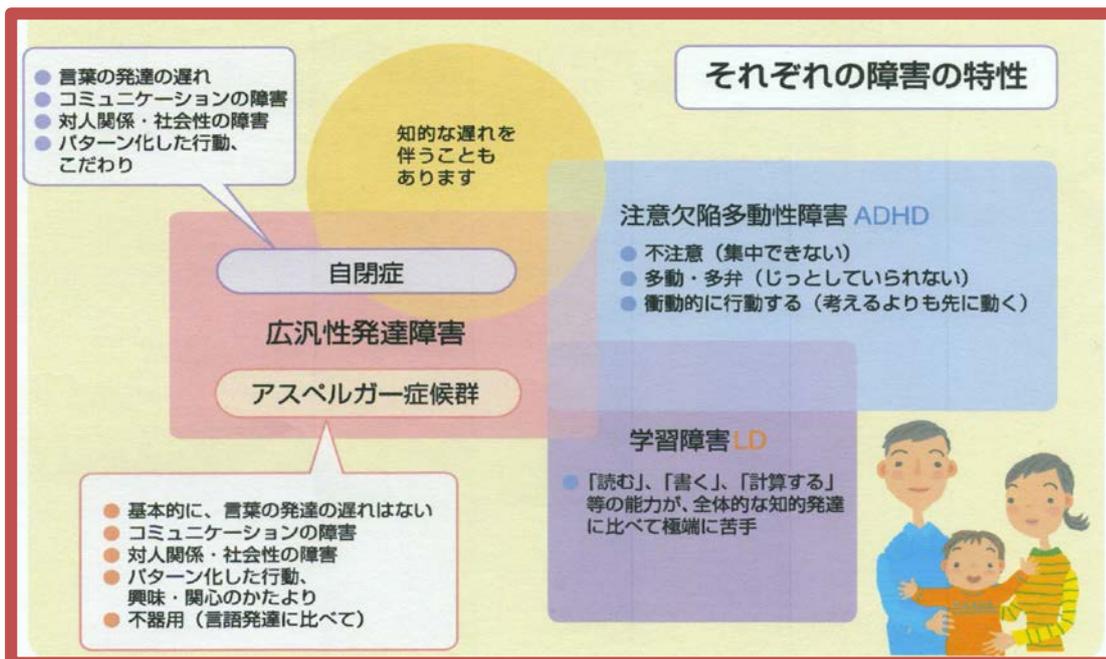
### 12-3. 「発達障害」とは

◎ 発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」(発達障害者支援法)

★ 発達障害に関する研究は始まったばかりで、発達障害の範囲も未確定。従って、対象となる発達障害者数も確定されていない。(人口の6~10%)

★ 法的には、2009 年の障害者基本法の改正で「精神障害」の中に含まれることになった。

[参考] 発達障害の種類と特性



### 12-4. ディスレクシア(Dyslexia)について

◎ 学習障害の一種で、失読症、難読症、識字障害、読字障害ともいう。知的能力及び一般的な理解能力などに特に異常がないにもかかわらず、文字の読み書き学習に著しい困難を抱える障害。最新の研究では、一般の人と、脳での情報処理の仕方が異なることが明らかになってきている。また欧米諸国のディスレクシアと漢字圏諸国でのディスレクシアは異なるとも言われている。

◎ ディスレクシアには様々な症例がある。

☆ 目から入った情報が記憶に残らない

☆ 例えば、2つの文字の違いが分からない。(「1」「一」、「ね」と「ネ」「れ」など)

☆ 文字や単語の理解に非常に時間がかかる

- ☆ 読むことはできるが書くことはできない
- ☆ 文字の並びが歪んで見える
- ☆ 文字自体が二重に見える etc.



◇ 利用者の障害がどのようなものかを見極め、それに対応出来る方法でサービスを行わなければならない。

## 12-5. ディスレクシアと図書館

- ◇ 落ち着いて、その人のペースで読書できる環境を整備する。
  - \* 一人一人の障害の状況に合わせて提供する資料を選ぶなど、柔軟な対応が必要。
  - \* 特に、マルチメディアDAISYの有効性を理解すること。
  - \* マルチメディアDAISYの他、音声資料や拡大文字資料など、その人に合った多様な資料の可能性を追求する。
  - ※ コミュニケーション手段として「手話」が有効なこともある。

## 13. 高齢者へのサービス

◎ 人口の 25%を超える超高齢社会の中、図書館における高齢者サービスの重要性が高まっている。図書館が対応できないと、社会における図書館の存在意義が失われるかも。

### ◎ 高齢者の特性を知る。

- (1) 心身の多機能不全の進行（本人は「障害者」とは思っていない）  
＜体力の低下、身体の故障、精神的不安定＞
- (2) 人生経験を積んだ知識/技能/経験の持ち主  
★ 図書館を知らない人が多い。（昔の図書館観も）

### ◎ 大きな文字の本を揃えるだけが高齢者サービスではない

前期高齢者：イベントの企画・運営への積極的参画

後期高齢者：自宅・施設への出張サービス（ボランティア等との協働事業）

※ 特に認知症患者へは、回想法による取り組み ⇒ 古道具、古写真などの図書館資料としての保存

### ◎ 情報リテラシーへの対応

ICT技術の習得。また後期高齢者の場合には、読み書きのできない人も少なくない。

### ◎ [参考] 回想（追想）法（Reminiscence）とは

アメリカの精神科医によって確立された高齢者を対象とする心理療法のひとつ。高齢者の過去の回想に、専門家が共感的受容的姿勢をもって意図的に働きかけることによって、高齢者の人生の再評価やアイデンティティの強化を促し、心理的安定や生活の質の向上を計ろうとする方法。高齢者に過去、多くは子供時代から青春・青年時代ぐらいまでを回想させるために、高齢者にいろいろなものを見せて、記憶を呼び戻しながら、過去を思い起こすきっかけを与える。公共図書館等では「本・写真・音楽・ビデオ・スライド・歴史的録音」などを 20~30 点程度のセットにした「回想キット」を用意して高齢者施設などに出かける。

### <参考> 「高齢者問題に対する図書館の責任」（「高齢者問題に関するホワイトハウス会議」1981）

歳をとるということは、我々の日常生活の中で誰にでもあることである。加齢によって起こる社会的、経済的、生物学的な諸問題は全ての図書館、わけても公共図書館に責任を負わせるところとなっている。このため図書館は以下に述べるところにより地域社会への責任に伝えていく。

1. 高齢化・高齢者問題に対し常に前向きな姿勢をとること。
2. 高齢者のみならず、こうした人々を観る専門職の人、或いはボランティアの人々に高齢化・高齢者問題についての情報を提供すること。

3. 図書館のデザインやアクセス方法を改善して高齢者が利用しやすくすること。
4. 施設に入所している高齢者、或いは家庭にとじこもったままの高齢者などを含めて、全ての高齢者の特別なニーズに適切に応えること。
5. 高齢者層への橋渡しとして、また世代間の橋渡しとしての高齢者の潜在的可能性を活用すること。
6. 図書館サービスのために高齢者を雇用すること。
7. 地域社会全体へのサービス、プログラムの企画の立案にあたる時は、その検討過程に高齢者自身の意見をいれること。
8. 高齢者のニーズや問題に関わる団体、図書館以外の他機関との関係を維持すること。
9. 退職前の準備のためのサービス、プログラムを提供すること。
10. 以上の諸サービスを効果的に推し進めるための財源を常に積極的に探すこと。

#### 1 4. 障害者サービスのための資料

- ◎ これまで障害者サービスで提供してきた主な資料
  - ◇ 点字(訳)図書：(重度の)視覚障害者
  - ◇ 録音(テープ)図書：視覚障害者
  - ◇ 拡大写本、大活字本：視覚障害者(弱視者)
  - ◇ 手話(字幕)付きビデオ：聴覚障害者
  - ◇ 触る絵本・布の絵本：視覚障害児、知的障害児
  - ◇ 点訳絵本：視覚障害児(者)

##### 1 4-1. 障害特性にあわせた資料

- ◎ 障害特性に合わせた資料やサービス方法の開拓・活用

#### 理念は「One Source Multi Use」

★ 障害別に資料があるのではなく、その人の障害にあう資料を横断的に活用していく。

例：「録音図書」は、視覚障害者だけに有効なのではなく、学習障害者や知的障害者、さらには聴覚障害者(難聴者)などにも有効なことが実践の中で明らかになってきている。「LLブック」「マルチメディア DAISY」のように、最初から多様な障害者の利用を前提に開発されているメディアもある。

##### 1 4-2. LLブック

- ◇ LLは、スウェーデン語の L ä t t l ä s t の略
- ◇ LLブック＝「やさしく読める本」
- ◇ 知的障害、自閉症などの読書が困難な人たちが読書を楽しみ必要な情報を得ることができるための本。
- ◇ 生活年齢に応じた内容がわかりやすく書かれた本
  - ★ スウェーデンでは、国が積極的に LL ブックの支援を実施しており、年間数十冊ずつ出版。

- ◎ LLブック(やさしく読める本)の種類

LLブックには決まった形態はない。知的障害者や自閉症者等が利用できる資料はすべて含まれる。

- \* マルチメディア DAISY
- \* さわる絵本、点字絵本、手話つき絵本
- \* ピクトグラム絵本
- \* 写真絵本
- \* 拡大文字/白黒反転本
- \* 手話付きビデオ など

## 15. おわりにー『障害者サービス』を進める上で忘れてはならないこと

### ■ 障害者サービスのための基本的考え方

- (1) 条件整備とサービスの違いを明確にする
- (2) 障害の種別によって、サービス方法が規定されるのではない。利用者のニーズがサービス方法を決定する
- (3) いかなる方法にもプラス面とマイナス面がある
- (4) 柔軟で粘り強い対応に心がける
- (5) 利用者の求めるものを迅速・的確に認識する
- (6) <資料の借用と製作><アウトリーチ：外へ出る> <プライベート><プライバシー>が基本
- (7) 「障害者」は特別な人ではない。「障害者サービス」は特別なサービスではない

### ■ 障害者問題を考える際に忘れてならないこと

- ① どんな障害を持っていても、同じ人間、同じ市民
- ② 障害は個人の責任ではない。障害に対応していない環境にこそ問題がある
- ③ 障害の内容・程度は一人一人異なる。また環境の変化によって時々刻々と変化する
- ④ 障害の等級は、その人が環境から受ける支障の大きさを示すものではない
- ⑤ 障害者は「手帳」所持者だけではない。<手帳所持者の何倍もの「障害者」がいる>
- ⑥ 自分もいつ「障害者」になるかもしれない。<自分の問題として捉え直す>



【参考】 障害者サービスを深めるための情報源

- 「認知症の人のための図書館サービスガイドライン」(2007)  
[http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia\\_iflaproprep104.html](http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/dementia_iflaproprep104.html)
- 「障害者のための図書館へのアクセスチェックリスト」(2005)  
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/info/oslo/index.html>
- 「ディスレクシアのための図書館サービスガイドライン」(2001)  
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/gl.html>
- 「読みやすい図書のための IFLA 指針」(1997)  
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/ifla.html>
- 「読みやすい図書のための IFLA 指針」(2010 改訂版)  
<http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/120-ja.pdf>
- 「障害者の権利に関する条約」(2013 閣議決定仮訳)  
<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/adhoc8/convention131015.html>  
<以上、出典：日本障害者リハビリテーション協会「障害保健福祉研究システム(DINF)」>
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(素案)」(2014 内閣府障害者政策委員会)  
[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/k\\_16/pdf/s1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_16/pdf/s1.pdf)
- =====
- 「聴覚障害者に対する図書館サービスのための IFLA 指針 第 2 版」 ジョン・マイケル・デイ編  
日本図書館協会障害者サービス委員会聴覚障害者に対する図書館サービスを考えるグループ訳  
日本図書館協会 2003
- 『L11ブックを届けるーやさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ』  
<藤澤和子・服部敦司/編著、読書工房 2009年3月>
- 『見えない・見えにくい人も「読める」図書館』  
<公共図書館で働く視覚障害職員の会/編著、読書工房 2009年11月>
- 『本と人をつなぐ図書館員ー障害のある人、赤ちゃんから高齢者までー』  
<山内 薫/著、読書工房 2008年1月>
- 『読書権ってなあに ~視読協運動と市橋正晴~(上・下)』  
<市橋正晴/著、視覚障害者読書権保障協議会/編、大活字 1998年10月>
- 『一人ひとりの読書を支える学校図書館ー特別支援教育から見えてくるニーズとサポート』  
<野口武悟/編著、読書工房 2010年7月>
- 『図書館サービスの可能性~利用に障害のある人々へのサービス その動向と分析』  
<小林 卓、野口武悟/共編、日外アソシエーツ 2012年1月>
- 『高齢者への図書館サービスガイド 55歳以上図書館利用者へのプログラム作成とサービス』  
<メイツ、バーバラ T.著、高島涼子、川崎良孝、金智鉉共訳 京都大学図書館情報学研究会  
発売 日本図書館協会 2006年>
- 『高齢者・障害者のための読み書き(代読・代筆)情報支援員入門』  
<読書権保障協議会編、小学館、2012年>
- 『高齢社会につなぐ図書館の役割ー高齢者の知的欲求と余暇を受け入れる試み』  
<溝上智恵子・呑海沙織・綿抜豊昭/編著、学文社 2012年>
- 『障害者サービスと著作権法』  
<日本図書館協会障害者サービス委員会・著作権委員会/共編 日本図書館協会 2014年>